

## 日本セキュリティ・マネジメント学会 企画部会規程

JSSM-2-300 2011.3.24 制定

### 第1条（目的）

本規程は、日本セキュリティ・マネジメント学会の企画部会について、その構成、役割等必要な事項を定める。

### 第2条（企画部会の構成）

企画部会は、本学会定款及び常任理事会・理事会規程で定められた機関であり、委員は常任理事、理事から構成される。

- 2．企画部会委員は、本人の希望、推薦等を勘案し、常任理事会が決定する。
- 3．企画部会委員の就任は、本学会会長が委嘱するとともに、本学会ホームページ等で公表する。
- 4．企画部会長は、企画部会を代表し、企画部会委員の中から常任理事会が決定する。
- 5．企画部会委員は、企画部会の活動に積極的に協力し、企画部会長を支援する。
- 5．企画部会長を含め企画部会委員の任期は1年とするが、再任を妨げない。

### 第3条（企画部会の役割）

企画部会は、本学会が開催する学術講演会等（全国大会を除く）の企画・運営を担当する。

- 2．企画部会は、学術講演会等に関する企画を作成し、常任理事会の審議を受ける。
- 3．企画部会は、年間計画を作成し、総務部会及び事務局へ提出する。
- 4．企画部会は、その活動記録を作成し、常任理事会へ提出する。
- 5．企画部会は、理事会、総会において、その活動状況について報告する。
- 6．企画部会委員は、学会活動の発展に向けた活動、提言を心がける。

### 第4条（運営）

年間計画の作成、学術講演会等の企画・運営について検討するために、企画部会を開催する。

企画部会運営に係る経費については、必要に応じ、学会に請求できる。

- 2．企画部会の運営は、企画部会の開催によるほか、電子メールによって行う。
- 4．企画部会は、原則として委員の発議で開催する。

### 第5条（本規程の改廃）

本規程の改廃は、企画部会委員の発議により、企画部会で審議し、常任理事会で決定する。

附則

この規程は平成23年3月24日から施行する。

(以上)